

資料Ⅰ（各サービス共通）

1. 介護保険サービスに関する疑義照会（質問）について

介護保険サービスに関する疑義照会（質問）について

介護保険サービスに関する疑義照会（質問）の受付方法変更について

指導監査課及び介護保険課では、施設・事業所の皆様からのご質問を多くいただいておりますが、近年、電話等によるご質問が急増し、その場で対応することが困難な状況となっております。つきましては、正確に見解を回答するとともに、デジタル化を推進する観点から、介護保険関係法令・通知等に関する疑義がある場合は、LoGo フォーム（電子申請システム）での受付に変更させていただくこととなりました。

【変更内容】

○今後、介護保険サービスに関する疑義照会は、LoGo フォームを利用して受付いたします。

【詳細資料】

○次ページに、LoGo フォームへのアクセス方法や疑義照会の入力に関する注意事項を記載した資料（チラシ）を掲載しております。内容をご確認の上、事業所内での周知をお願いいたします。

○和歌山市ホームページ上（ページ番号：1061137）に、質問事項に関する注意点をより詳細に記載していますので、質問を行う場合はご確認くださいませようをお願いいたします。

施設・事業所の皆様にはご不便をおかけする場合がございますが、迅速かつ正確な対応を行うための変更でございますので、ご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

介護保険サービスに関する疑義照会（質問）について

介護保険関係法令・通知等に関する疑義がある場合は、下記の URL または QR コードの読み取りにより、電子申請システム（LoGo フォーム）にアクセスし、必要事項を入力の上、送信してください。電話やメール、来庁による口頭での質問は、原則、受付・対応いたしかねますので、ご了承ください。

この内容は、和歌山市ホームページ上（ページ番号：1061137）にも記載しております。

疑義照会（LoGo フォーム）URL
<https://logoform.jp/form/fKMM/881872>



疑義照会（LoGo フォーム）

質問事項に関して

- お問い合わせの前に、厚生労働省が示す基準省令、解釈通知等、和歌山市基準条例及び「介護サービス関係 Q&A 集」等を必ず確認してください。
- 質問に際して、事業所の見解や、参照した法令・省令・通知等についてご記載ください。記載がない場合または不十分な場合は、再提出していただく場合がありますので、ご注意ください。
- 質問内容によっては、厚生労働省への確認を要する等、回答までに時間がかかる場合があります。
- 電話で回答させていただく際における追加質問には、対応できない場合があります。
- 指導監査課以外の関係部署に情報提供することや、関係部署からご回答させていただく場合があります。

注意点

- 下記事項については、LoGo フォームでお問い合わせいただくことはできません。直接各担当課までご連絡ください。

1	虐待や事故等に係る相談、報告、通報を行う場合であって、利用者の生命又は身体に危機が迫っている等緊急を要する場合	虐待や不適切な身体的拘束に関すること	高齢者・地域福祉課※
		災害にあたり被害が生じている場合	指導監査課※
		重大な事故報告に関すること	指導監査課
2	新規指定申請に係る事前相談		指導監査課
3	運営指導の事前提出書類に関する場合		指導監査課
4	受給者台帳に係る国保連合会からの返戻に関する場合		介護保険課
5	過誤請求の方法や請求時期に関する場合		介護保険課

※内容によって、他の機関やより適切な課にご案内する場合があります。